

① 制度の概要

債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者を支援する制度です。宿泊事業者が策定した事業再生計画に基づき、事業再生に必要なシステム、備品及び設備の改善費用を補助することで、観光産業の持続的発展を図ります。

コロナ禍により経営基盤が悪化した宿泊施設の立て直しを図り、**魅力的な観光地域づくり**に貢献する施設への投資を重点的に支援します。財務状況により十分な設備投資が行えない施設においても、事業再生を通じて競争力を回復できる仕組みを提供しています。

🔗 支援内容

❑ 事業再生促進枠

- ❑ 施設・設備の改修（共有スペース、客室、設備等）
- ❑ DX整備（PMS・サイトコントローラー・会計システム等）
- ❑ ホームページの改修・導入

最大700万円

補助率：2/3以内

🎯 対象となる取組

【施設・設備の改修等】

- ❑ 共有スペース（軒先・フロント・ロビー等）の改修
- ❑ 客室の改修（内装・設備の更新）
- ❑ 設備（エレベーター・空調・照明）の改修
- ❑ 顧客価値を毀損している施設・設備の撤去

【DX整備に係る費用】

- ❑ システム・ツールの改修・導入
- ❑ PMS（宿泊管理システム）の導入
- ❑ サイトコントローラーの導入
- ❑ 会計システム等の整備

👥 対象者

- ❑ **事業再生アクションプラン**を有している宿泊事業者
- ❑ 旅館業法に基づく許可を受けた民間事業者
- ❑ 財務状況により十分な設備投資が行えない事業者
- ❑ 債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる事業者

※風俗営業事業者・住宅宿泊事業者は対象外

※同一事業者から2施設以上の申請は不可

⚠ 補足事項

- ❑ 国や地方公共団体からの同一事業内容での補助金を受ける場合は申請不可
- ❑ 宿泊事業者と工事業者の代表者・企業会計が同一の場合は対象外
- ❑ 民間事業者に限定され、公的機関は対象外

📊 戦略的分析

【採択のポイント】

- ❑ **事業再生アクションプラン**の具体性と実現可能性が重要
- ❑ 財務状況の**客観的な証明**と再生能力の根拠提示
- ❑ 投資効果が**地域観光振興**に与える波及効果の明示

【段階的なステップアップ戦略】

- ❑ **緊急度の高い改修**から優先的に実施
- ❑ DX化による**業務効率化**で収益性向上を図る
- ❑ 顧客満足度向上による**リピート率向上**を目指す

📈 宿泊業界の経営状況



コロナ禍影響（2020-2022年）：宿泊業界の売上高は最大70%減少
回復傾向（2023年以降）：インバウンド回復により段階的に改善

💡 投資効果と事業分野

投資分野	期待される効果
客室改修	客単価向上・リピート率改善
共有スペース改修	ブランド価値向上・差別化
DXシステム導入	業務効率化・コスト削減
設備機器更新	運営コスト削減・安全性向上
HP・予約システム	集客力強化・販売機会拡大

💡 採択率向上のポイント

- ❑ **財務分析の徹底**：債務状況を客観的データで示し、再生計画の妥当性を証明
- ❑ **投資対効果の明示**：**具体的な数値目標**と達成スケジュールを提示
- ❑ **地域連携の強調**：周辺観光資源との連携効果を具体的に記載
- ❑ **段階的实施計画**：緊急度に応じた優先順位付けと実施スケジュール

👤 専門家活用のおすすめ

- ❑ **財務コンサルタント**：事業再生計画の策定と財務分析の精度向上
- ❑ **観光経営アドバイザー**：宿泊業界の動向分析と競合優位性の構築
- ❑ **DX導入支援専門家**：最適なシステム選定と導入効果の最大化
- ❑ **建築・設備専門家**：改修工事の適正価格算定と効果的な設計提案

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/8/5作成】

提出書類	チェックポイント
事業再生アクションプラン	❑ 具体的な数値目標と達成期限を明記 ❑ 財務状況の客観的分析を含める ❑ 実現可能性を根拠立てて説明
旅館業許可証	❑ 有効期限内であることを確認 ❑ 申請者名義と一致していること
財務諸表・決算書	❑ 直近3年分の損益計算書 ❑ 貸借対照表と債務状況の詳細
見積書・設計図面	❑ 適正価格の根拠となる複数見積 ❑ 改修内容の詳細仕様書

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
事業再生計画策定に2〜3ヶ月程度。財務コンサルタントとの事前調整が重要。
見積取得・設計図面作成も同時並行で実施。
- 公募期間**
2025年7月16日（水）～9月26日（金）17:00
電子申請による提出。
※申請書類の不備による再提出は期間内に限る
- 審査期間**
10月～11月頃（予定）
- 採択結果通知**
2025年12月頃
すべての申請者に対して通知
- 事業実施・完了報告**
2026年1月～事業開始。
事業完了・実績報告は2026年12月末までに必須

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://tourism-revitalization-r7.go.jp/
お問い合わせ	株式会社JTB 霞が関事業部 TEL：03-6737-9261 ※お問い合わせは制度詳細ページよりE-mailでお願いいたします。